

石巻市災害時要援護者等支援要綱

平成19年石巻市告示第107号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等に対する災害時における安否確認及び避難支援を、適切、かつ、円滑に行い、災害時に一人で避難することができないおそれのある者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 支援の対象となる者は、災害時に一人で避難することができないおそれのある者で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「支援対象者」という。）とする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者（以下「災害時要援護者」という。）

ア 要介護者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護者及び要支援者）

イ 障害者手帳所持者

ウ 65歳以上の者1人で構成する世帯の世帯主

エ 65歳以上の者2人で構成する世帯の世帯主又は世帯員

(2) 前号に掲げる者のほか、災害時において、自主防災組織、町内会又は町内会に類する自治組織（以下「自主防災組織等」という。）及び石巻地区広域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）からの支援を希望する者

(情報の共有)

第3条 市長は、災害時における個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、消防本部及び民生委員に対し、災害時要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日（以下「要援護者情報」という。）を提供することができる。

(自主防災組織等)

第4条 支援対象者を支援しようとする自主防災組織等は、防災ネットワーク登録・更新申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 自主防災組織等は、支援対象者に対し、要援護者情報等を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における安否確認及び避難支援

(2) 平常時における円滑な安否確認及び避難支援の体制づくり

3 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、防災ネットワーク登録・更新通知書（様式第2号）により自主防災組織等に通知するとともに、必要に応じて要援護者情報又は次条に規定する登録情報を提供することができる。

(登録)

第5条 災害時において安否確認及び避難支援を受けようとする者は、災害時要援護者登録申請書（様式第3号）に、災害時において必要となる個人情報（以下「登録情報」という。）を記載の上、市長へ提出するものとする。

2 前項に規定する申請に当たっては、民生委員の協力を得て、災害時要援護者の登録のために必要な調査を行うことができる。

3 自主防災組織等において登録者の支援を行う場合は、支援する災害時要援護者について第1項に規定する申請をとりまとめた上で提出することができる。この場合において、自主防災組織等は、事前に第4条第1項の申請を行っていないなければならない。

4 市長は、第1項及び第3項の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる者に対し、災害時要援護者登録通知書を当該各号に定める様式により通知するものとする。

- (1) 第1項の規定による申請者 様式第4号の1
- (2) 申請者の担当区域における民生委員 様式第4号の2
- (3) 第4条第1項に規定する申請を行った自主防災組織等 様式第4号の3
- (4) 消防本部 様式第4号の4

(登録者の支援)

第6条 市長は、前条の規定により登録を行なった災害時要援護登録者（以下「登録者」という。）を支援するため、自主防災組織等及び民生委員の協力を得て、地域における登録者の安否確認及び避難支援の体制づくりを推進しなければならない。

2 市長は、災害時における登録者の安否確認及び避難支援を円滑に図るため、登録情報の更新及び災害時における情報伝達体制の整備に努めなければならない。

(登録情報の更新)

第7条 市長は、登録者にかかる登録情報の変更を確認するため、石巻市個人情報保護条例（平成17年石巻市条例第15号）第6条第2項第7号の規定に基づき、転居、転出、死亡等の状況を確認することができる。

2 地域における登録情報の更新に当たっては、第5条及び前条の規定を準用する。

(個人情報の保護)

第8条 個人情報の提供を受けた者は、災害時要援護者支援の目的以外に、これらの情報を利用してはならない。

2 市長は、個人情報の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止及び個人情報の適正な取扱いについて、徹底した措置を求めなければならない。

3 市長は、個人情報の取扱い状況について、必要に応じて調査し、又は確認することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、市長に提出された災害時要援護者台帳については、第5条の規定による登録とみなす。

様式第1号（第4条関係）

防災ネットワーク登録・更新申請書

年 月 日

石巻市長 殿

団体名

氏名

印

地域において、災害時要援護者を支援するので、石巻市災害時要援護者支援要綱第4条第1項の規定により申請します。

団体名				
代表者	住所	石巻市		
	ふりがな		行政区名	
	氏名		電話番号	
地区民生委員氏名				
必要とする個人情報		1 災害時要援護者（高齢者や障害者等）情報 2 災害時要援護登録者情報		
自主防災組織の有無				

誓約書

- 1 提供された個人情報については、災害時要援護者支援の目的以外には使用しません。
- 2 提供された個人情報については、必要最小限の範囲でのみ保管することとし、個人情報の漏えい防止及び適正な管理をします。
- 3 提供された災害時要援護者情報が記載された台帳については、地域における支援開始後に返却します。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

石巻市長

防災ネットワーク登録・更新通知書

地域における災害時要援護者の支援を推進するため、石巻市災害時要援護者支援要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

団体等名称			
代表者住所	石巻市		
代表者氏名		行政区名	
地区民生 委員氏名			
提供する個人情報 (詳細別紙)	1	災害時要援護者（高齢者や障害者等）情報（	件）
	2	災害時要援護登録者情報	（ 件）

連絡先	
担当部課名	
担当者氏名	

様式第3号（第5条関係）

災害時要援護者登録申請書

年 月 日

石巻市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

印

災害時要援護者の登録について、下記のとおり申請します。

なお、災害時の支援に必要となる、下記の個人情報について、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員及び自主防災組織等に提供することを承諾します。

登録を受ける者	住所	石巻市		
	ふりがな		生年月日	
	氏名		電話番号	
	家族構成 同居状況等			
	特記事項 災害時に知っておいて欲しいこと			
	緊急時連絡先	氏名	登録者との関係	電話番号

代理記載の場合	住所	氏名	電話番号

全ての欄を記入する必要はありません。

災害時に安否確認等を行う支援者	氏名	登録者との関係	電話番号

様式第4号の1（第5条関係）

第 号
年 月 日

災害時要援護者登録申請者 様

石巻市長

災害時要援護者登録通知書

あなたを災害時要援護登録者として登録したので、下記のとおりお知らせします。
なお、登録された個人情報については、石巻市において厳重に保管します。

記

- 1 登録内容
別紙災害時要援護者登録申請書のとおり
- 2 登録情報の共有先
災害時における安否確認や避難支援を円滑にすすめるため、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員、自主防災組織等で共有します。
- 3 登録内容の変更・修正について
登録内容を変更（修正）する場合には、民生委員、自主防災組織又は町内会長を通じて御連絡ください。

連絡先	
担当部課名	
担当者氏名	

民生委員 様

石巻市長

災害時要援護者登録通知書

あなたの民生委員担当区域において、災害時要援護者を登録したので、下記のとおりお知らせします。

記

1 登録内容

別紙災害時要援護者登録申請書のとおり

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 登録者の個人情報は、災害時要援護者支援の目的以外には利用しないこと。
- (2) 個人情報の漏えい防止及び適正な管理を図ること。

3 登録情報の共有先

災害時における安否確認や避難支援を円滑にすすめるため、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員、自主防災組織等で共有します。

4 登録内容の変更・修正について

登録内容を変更（修正）する場合には、民生委員、自主防災組織又は町内会長を通じて連絡いただくよう、申請者に通知しています。

5 災害時要援護者支援体制について

地域における支援体制を円滑にするため、自主防災組織や町内会等と連携を図るようお願いいたします。

連絡先	
担当部課名	
担当者氏名	

様

石巻市長

災害時要援護者登録通知書

下記により、災害時要援護者を登録したのでお知らせします。

なお、登録された個人情報については、石巻市において厳重に保管します。

記

1 登録内容

別紙災害時要援護者登録申請書のとおり

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 登録者の個人情報は、災害時要援護者支援の目的以外には利用しないこと。
- (2) 個人情報の漏えい防止及び適正な管理を図ること。

3 登録情報の共有先

災害時における安否確認や避難支援を円滑にすすめるため、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員、自主防災組織等で共有します。

4 登録内容の変更・修正について

登録内容を変更（修正）する場合には、民生委員、自主防災組織又は町内会長を通じて連絡いただくよう、申請者に通知しています。

5 災害時要援護者支援体制について

地域における支援体制を円滑にするため、自主防災組織や町内会等と連携を図るようお願いいたします。また、登録者や支援者の変更については、定期的な更新を図られますよう、お願いいたします。

連絡先	
担当部課名	
担当者氏名	

様

石巻市長

災害時要援護者登録通知書

下記により、災害時要援護者を登録したのでお知らせします。

なお、登録された個人情報については、石巻市において厳重に保管します。

記

1 登録内容

別紙災害時要援護者登録申請書のとおり

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 登録者の個人情報は、災害時要援護者支援の目的以外には利用しないこと。
- (2) 個人情報の漏えい防止及び適正な管理を図ること。

3 登録情報の共有先

災害時における安否確認や避難支援を円滑にすすめるため、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員、自主防災組織等で共有します。

4 登録内容の変更・修正について；登録内容を変更（修正）する場合には、民生委員、自主防災組織又は町内会長を通じてご連絡いただくよう、申請者に通知しています。

連絡先	
担当部課名	
担当者氏名	